

I きたかみ農林業ビジョン策定の趣旨

I-1 計画策定の背景・目的

北上市は、北上平野のほぼ中ほどにあり、北上川や和賀川の豊富な水資源と広大で肥沃な農地を活かしながら、古くから農業の盛んな地域として歩んできました。また、昭和30年代以降、内陸型工業都市としての発展を目指し、主体的に工業団地等の開発を推し進めるとともに積極的な企業誘致活動を行うことにより、半導体や自動車関連のほか多種多様な企業が立地する、県内はもとより東北有数の工業都市として成長発展を遂げてきました。

社会経済の動きに目を転じると、中国をはじめとする新興国の台頭によって、日本の産業分野における地位は相対的に低下し、国内産業の弱体化が余儀なくされ、社会・経済情勢が急激に変化しています。また、国内においては少子高齢化の急速な進行と人口減少社会の本格的な到来により、医療、年金だけでなく、さまざまな分野で変革が必要な時代になっています。

このような状況のもと、農業分野において国は、21世紀の農政の基本方針となる「食料・農業・農村基本法」（以下「基本法」という。）を平成11年7月に制定し、基本法が掲げた基本理念を具体化するため、「食料・農業・農村基本計画」を策定してきました。

平成22年3月に策定された2度目の食料・農業・農村基本計画の中で指摘されている農業・農村の厳しい現状認識、例えば、農業所得の大幅な減少、担い手不足の深刻化、非効率な農地利用、農山漁村の活力の低下といった諸課題は、当市においても大きな課題として顕在化してきています。

その後、国では平成25年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を策定し、「新たな農業・農村政策」として農地中間管理機構による担い手への農地利用集積・集約化や、経営所得安定対策の段階的廃止などの「4つの改革」を推進することとしています。

国の農政改革は、稲作を基幹とする当市農業にとって多大な影響を及ぼすことから、市農政においても地域農業の将来を見据えた振興施策の策定が必要となっています。

林業分野においては、国は、平成21年12月に新たな「森林・林業再生プラン」を策定し、具体的施策として平成22年11月に「森林・林業の再生に向けた改革の姿」をとりまとめました。また、国は森林・林業基本法に基づく森林・林業基本計画を5年ごとに策定しており、平成28年5月には現計画が閣議決定されています。森林・林業基本計画では、本格的な利用期を迎えた森林資源を活かし、新たな木材需要の創出や、主伐と再造林対策の強化等による国産材の安定供給体制の構築を車の両輪として進め、林業・木材産業の成長産業化を図ることとしています。

このような中、当市においては、大手合板製造業の立地を機に、原木の生産及び安定供給体制の確立の機運が高まりつつあるとともに、自然環境や国土の保全など、森林の持つ多面的機能の発揮についても具体的な施策が求められています。

このような課題の解決に向けて、北上市総合計画の基本目標を基本としながら、目指すべき北上市の農林業のあり方（ビジョン）を多くの農林業関係者や市民と共有し、役割を認識したうえで、具体的な解決策と行程表を掲げ、当市の基幹産業である「きたかみ農林業」を継続的に発展させるため本ビジョンを策定するものです。

I-2 計画の性格

当市の農林行政の根幹は、これまで、国の政策に連動するところが大きく、厳しい財政状況もあって独自性のある施策の展開は困難な状況にありました。しかしながら、このような厳しい環境であるからこそ、産業振興の観点から、農林業所得の向上に結びつくより効果的な施策に対して行政や他の農林業関係機関・団体の持つ経営資源を重点的に投じる必要性が増してきており、当市農林業の発展に関与するすべての関係者

がそれぞれの役割を發揮しながら、関係者一体となった取り組みが必要となっているところです。「きたかみ農林業ビジョン」はその方向性と具体的な解決策を示す行動計画として策定するものです。

I－3 計画の期間

計画の期間は、『北上市総合計画 2011～2020』の最終年度との整合性を図り、平成25年度から平成32年度までとします。

I－4 キャッチフレーズ

農林業者一人ひとりが描いている農林業経営に対する夢や希望が、本ビジョンの具体化により実現し、その想いが消費者にもきちんと伝わり評価され、それぞれの農林業経営に活かされることによって再生産につながっていく——このような、良好な循環を目指して、次のとおりキャッチフレーズを掲げます。

想いをかたちに　きたかみ農林業